

第5条 紙を基本とする教育と子供の健康

小学校低学年ではデジタル教材の使用頻度及び時間を制限し、紙の教科書と手書きによる学習を基本とする。

端末の使用回数ではなく、学力定着及び教育効果から活用方法を評価する。眼科医等の専門家の知見を取り入れ、視力及び睡眠への影響を調査し、長時間の連続使用を防ぐルールを定める。

特別支援教育における ICT 活用は継続・推進し、一律の完全デジタル教科書への移行は慎重に見直すよう国に求める。

第6条 学校給食に地元産の農水産物を活用

地元農協及び漁協と連携し、学校給食における地元産農水産物の使用割合を 2030 年までに 50 パーセントへ引き上げる。

可能な限り有機農産物を使用するための目標を設け、西区、早良区等の生産地に近い学校からのモデル実施も検討する。

第7条 不登校児童への多様な学びの保障

学校復帰のみを唯一の目標とせず、子供の心身の回復、学習機会及び社会とのつながりを保障する。

各区の相談体制を強化するとともに、一定の安全、教育及び会計基準を満たすフリースクールの利用料を、所得に応じて助成する。

第8条 水害及び警固断層地震への備え

室見川、樋井川等について県との連携を強化し、内水氾濫及び線状降水帯による豪雨への対策を進める。

警固断層地震の被害想定を周知し、住宅の耐震化及び家具固定を促進する。学校体育館の空調整備に加え、全指定避難所の冷暖房、非常用電源、トイレ、飲料水、通信及びプライバシー確保設備を総点検して公表し、テント型間仕切り等を整備して真夏・真冬及び長期避難に対応できる環境をつくる。

甲及び乙は、以上の政策の実現に誠実に取り組むものとする。

本協定の合意を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 9 月 29 日

甲 参政党 代表者

神谷 泉夢

乙 福岡市長選挙候補者

吉富 景子

福岡市長選挙における政策協定書

参政党（以下「甲」という。）と吉富 景子（以下「乙」という。）とは、福岡市長選挙に際し、次に掲げる政策を共有し、その実現に向けて相互に協力することを合意する。

第1条 福岡の仕事は福岡の所得へ

市の調達において地場企業及び地元産品を優先し、天神ビッグバンをはじめとする大型開発でも地域への利益還元を促す。従業員承継、経営者保証の解除、後継者育成及び地域金融機関等との承継ファンドを支援し、本社、雇用及び技能が福岡市に残る事業承継を重点的に支える。

国際金融都市構想及び金融特区は、外国資本・金融マネーへの過度な優遇、市民生活、地元企業及び不動産市場への影響を踏まえて見直し、地元経済の健全な循環を優先する。

第2条 食料品消費税1パーセントから地域の飲食店を守る

食料品の消費税率を1パーセントとする制度に反対する。制度が成立した場合に備え、小規模飲食店が売上減少前から利用できる無利子・無担保・保証料ゼロの予防融資を創設する。融資限度額は1,500万円、元金据置期間は3年間、返済期間は10年間とし、総額200億円の融資枠を確保する。

市は保証協会及び地域金融機関に働きかけ、十分な担保を持たない店舗の資金繰りを支える。

第3条 外国人住民10万人時代の責任ある地域社会

転入外国人に納税、ごみ、交通、騒音、防災等の生活ルールを説明し、順守を求める。外国人住民の増加に伴う行政需要と税・保険料収入等を分野別・在留資格別に把握して公表し、国に財政措置及び受入れ企業の責任の制度化を求める。

未納、違法民泊、不法投棄、騒音等は国籍を問わず是正し、県警、入管及び県との連携を強化する。住宅宿泊事業法第68条に基づき民泊の届出・監督事務を市が担い、区域・期間制限を条例化する。外国人への生活保護に準じた行政措置、国民健康保険及び高額療養費の利用実態を把握し、国に制度見直しを求める。インバウンドは人数ではなく、消費額、宿泊日数、市内調達、地域分散及び市民負担を成果指標とする。

第4条 介護を必要としない体と環境をつくる福祉

本人同意を前提として重複服薬の相談体制を整え、医師及び薬剤師への相談につなげる。

高齢者健診に転倒リスク確認を導入し、視力・視野、聴力、筋力、服薬及び住環境を総合的に確認するとともに、白内障等の早期発見につなげる。

介護人材を外国人に依存しない体制を目指し、市内の若者、子育て離職者及び潜在介護福祉士等に対し、資格取得費、家賃、復職研修、奨学金返済及び職場定着を支援する。